平成２３年（フ）第２２９号
佐賀県西松浦郡有田町舞原乙2347番地162
債務者　武富　憲悟
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３０号
佐賀県西松浦郡有田町舞原乙2347番地162
債務者　上田　輝美
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２３２号
佐賀県杵島郡大町町大字福母3068番地60
債務者　吉原　誠也
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第５０７号
宮崎県西都市大字鹿野田6380番地１
債務者　平川　昭美
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５１０号
宮崎県東諸県郡綾町大字入野1201番地　東中坪町営住宅２―303
債務者　鈴木　広美（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月16日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４９２号
岩手県岩手郡雫石町下町東74番地３
債務者　簗場　一希
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第５０４号
盛岡市東見前４地割４番地28
債務者　鹿内　忠雄
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２２７号
福島県須賀川市六郎兵衛70番地１　雇用促進住宅２―203号
債務者　安田　　登
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２号
福島県郡山市咲田二丁目12番２号　川口アパート12号
債務者　宮川　紀匡
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３００７号
愛知県愛知郡東郷町白鳥４丁目１番地１　押草団地101棟202号
債務者　三原建築こと三原徳義こと　金　　徳義
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３００８号
名古屋市北区辻本通２丁目３番地　第２若葉ビル401号
債務者　松木香南子こと　宋　　允寿
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２７号
愛知県瀬戸市上之山町３丁目178番地
債務者　丸山　道夫
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３０２８号
愛知県瀬戸市上之山町３丁目178番地
債務者　丸山　　環
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３号
奈良県吉野郡大淀町大字下渕929番地の13
債務者　スナック奈津こと　片平　静江
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２３４号
山口県下関市今浦町２番４号、前住所山口県下関市西神田町１番13号
債務者　野原　教子
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
徳島県阿南市日開野町筒路20番地１　中川マンション303号室、旧住所徳島県阿南市富岡町あ石17番地１
債務者　佐野　信一
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第２３５号
福岡県糸島市加布里63番地74
債務者　森　ひとみ
1　決定年月日時　平成24年１月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部